

第1回食品ロス削減関係省庁等連絡会議

議事次第

日時：平成24年10月5日（金）

10：30～

場所：消費者庁第61会議室

議題

1. 食品ロス削減関係省庁等連絡会議の設置について
2. 食品ロスの現状等
3. 今年度及び来年度における各省庁等の取組み
4. 今後の予定
5. その他

【配布資料】

資料1 「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」の設置について

資料2 食品ロスの現状

資料3－1 食品ロス削減に向けた消費者庁消費者政策課の取組み

資料3－2 食品ロス削減に向けた消費者庁消費生活情報課の取組み

資料3－3 食品の期限表示（消費者庁食品表示課）

資料3－4 食品ロス削減のためのフードチェーン全体の取組について
等（農林水産省）

資料3－5 食品ロス削減に向けた内閣府の取組

「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」の設置について

平成 24 年 7 月 25 日
関係省庁等申合せ

1. 趣旨

我が国では、年間約 1,900 万トンの食品廃棄物が排出され、このうち食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約 500~900 万トンと試算されている。

のことについて、食品産業では、平成 24 年 4 月から食品廃棄物の発生抑制の重要性が高い業種について「発生抑制の目標値」を設定し、事業者による食品ロスの削減を図っているところであるが、そもそも食品産業において食品ロスの要因の一つである過剰在庫や返品等の商取引慣行が形成された背景には、消費者の過度な鮮度志向があるといわれている。

このため、消費者が無駄を意識し、食品ロスの削減を行う事業者を応援するといった環境コミュニケーションが形成されれば、フードチェーン全体での効果が期待できると考えられることから、消費者の食品ロスに対する意識改革を図るための場として、消費者政策担当課長会議の下に、食品ロス削減関係省庁等の室長以上クラスによる「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という）を設置する。

2. 役割

食品ロスの削減に関する連携を図り、食品ロスの実態及び関係省庁等における取組み等を情報交換するとともに、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚（例：賞味期限等の食品表示の正しい理解、冷蔵庫の在庫管理、食品ロスに対する意識改革）を形成するため普及啓発方策について、検討・協議する。

3. 構成

- 内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（食育推進担当）
- 農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室長
- 環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室長
- 消費者庁 消費者政策課長
- 消費者庁 消費生活情報課長
- 消費者庁 食品表示課長

4. 庶務

消費者政策担当課長会議における特定分野に関する「関係省庁等担当課長会議」の枠組みを活用することから、消費者庁消費者政策課において処理。

食品ロスの現状

平成24年10月

農林水産省

食品産業環境対策室

世界の食品廃棄物削減への取組状況

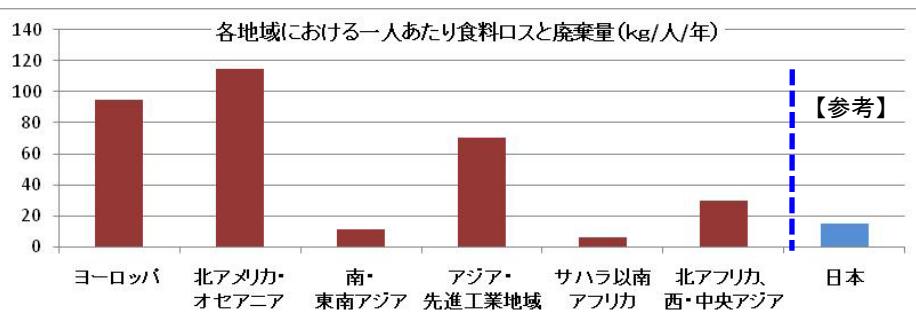
- FAOの報告書によると、世界の生産量の3分の1にあたる約13億トンの食料が毎年廃棄されている。先進国では、農業生産から消費に至るフードサプライチェーンの早い段階でも相当量の食料ロスが発生しているが、開発途上国では消費者段階で廃棄される食料は極めて少ない。
- 欧州委員会では、食品廃棄物の削減を含む「資源効率化計画」が策定された。欧州議会では、2014年を「ヨーロッパ反食品廃棄年」と位置づけ、2025年までに食品廃棄物を半減させ、発生抑制の具体的措置を定めるよう欧州委員会とEU諸国に要請する決議が採択された。
- OECDでは、食品廃棄に関する統計の収集と比較を行い、政策提案に結びつけることを目的に分析が行われる予定。

■ 国際連合食料農業機関（FAO）

2011年に、「世界の食料ロスと食料廃棄」に関する調査研究報告書が発表され、廃棄の規模や廃棄の原因と防止策がとりまとめられた。

<主な調査結果>

- ・ 農業生産から消費に至るフードサプライチェーンの中で、世界の生産量の約3分の1にあたる13億トンの食料が、毎年廃棄されている。
- ・ 消費者によって廃棄される年間一人あたりの食料ロスはヨーロッパで95kg、北アメリカで115kg、南・東南アジアで11kgである。



出典:「Global Food Loses and Food Waste」(FAO)

【参考】日本の世帯で廃棄される食品ロスは年間一人あたり15kgである。
(農林水産省統計部:平成21年度食品ロス統計調査)

■ 国連持続可能な開発会議（リオ+20）

2012年6月に開催され、持続可能な都市について、3R (Reduce, Reuse, Recycle)、資源効率性など経済、社会、環境の面で価値を有する都市づくりの重要性に合意。

■ 欧州連合（EU）

● 欧州委員会(EC)

資源効率化の目標と方向性を定める「[欧州資源効率化計画\(ロードマップ\)](#)」が2011年に提出された。また、ECでは持続的な食品消費に関する提案を2013年に採択する予定。

<計画の内容>

食品廃棄物を半減させるための資源効率化の促進策を2020年までに検討することとしている。

● 欧州議会(EP)

2025年までに食品廃棄物を半減させ、発生抑制するための具体的行動を定めるようにECやEU各国に要請する決議が2012年に採択された。

<決議の内容>

- ・ 2014年を「ヨーロッパ反食品廃棄物年」として、廃棄を避けるための啓発を行う
- ・ 期限表示と包装の適正化
- ・ フードバンク活動の優遇

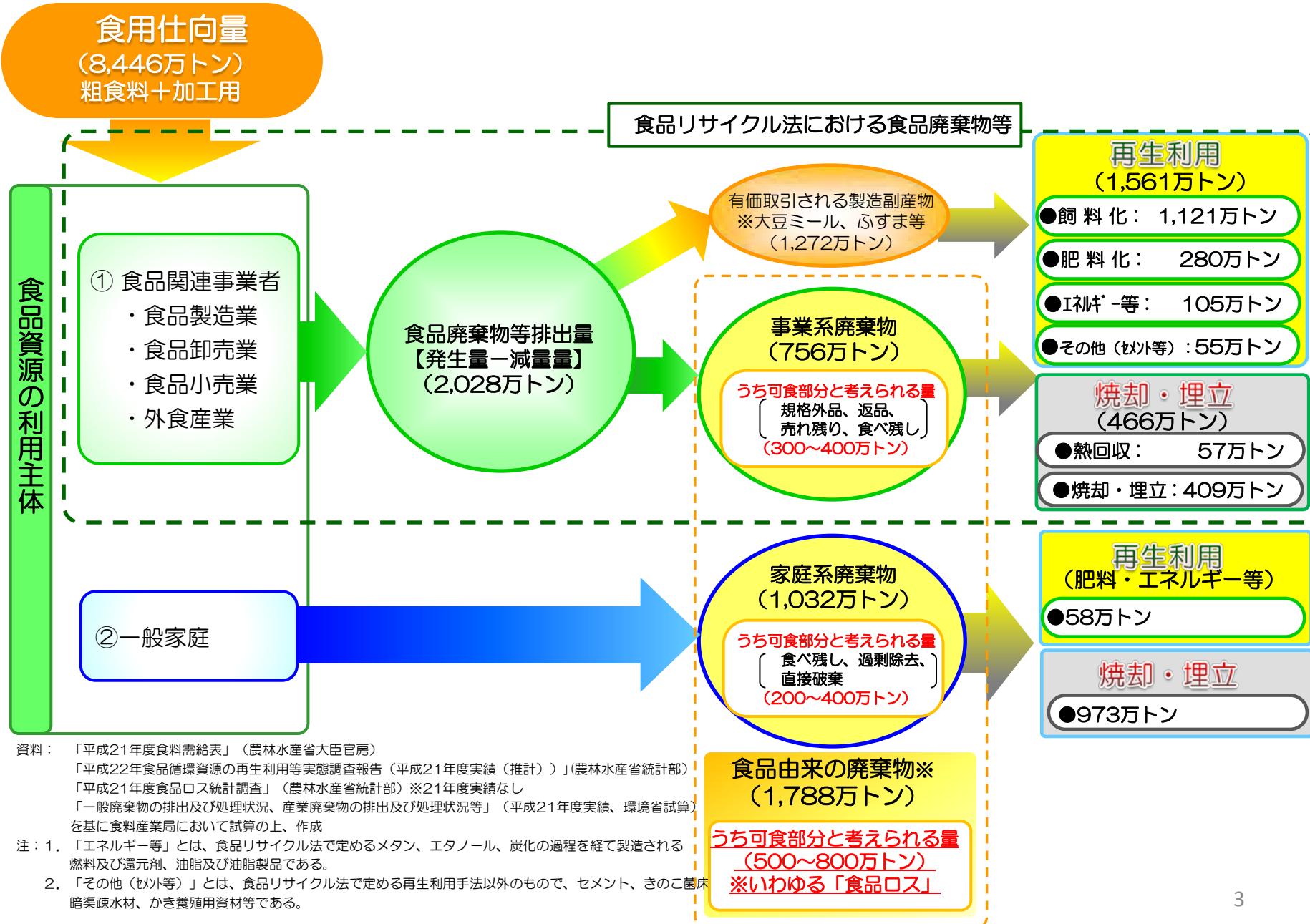
■ 経済協力開発機構（OECD）

2011年からOECD加盟国を対象としてフードチェーンにおける食品廃棄物に関する統計の収集と比較を行うため、作業に着手。

<分析予定項目>

- ・ 食品廃棄物の規模、原因及び課題
- ・ 食品廃棄に関する政策事例

日本の食品廃棄物等の再生利用状況（平成21年度推計）<概念図>



「食」に関する将来ビジョンの加速化と「食品ロスの削減」の取組

1. 食ビジョンの実現に向けて

『食』は・・・

- ・人生の縮図
- ・無限の可能性
- ・農林水産業と
一体不可分

『食』が将来とも国民の希望 であり続けるよう・・・

「食」に関する将来ビジョンを策定(H22.12)し、食の可能性を引き出す10のプロジェクトを設定

※各府省政務官を構成員とする検討本部（第7回）で了承

その後・・・

- ・東日本大震災(H23.3)
- ・食と農林漁業の再生基本方針(H23.10)

加速化に向けて・・・

- ①食の持つ多様な機能を地域で総合的に活用する事業を創設、②食や農の有する健康の機能の解明に向けた取組を強化

2. 10のプロジェクトと加速化に向け実施する「食品ロス」削減の取組について

- (1) 地域資源を活用した6次産業化
- (2) 「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の展開
- (3) 我が国農林水産物・食品の輸出促進による海外展開
- (4) 「食」を活用した新たな価値創造による農山漁村コミュニティの再生・地域活性化
- (5) 再生可能エネルギーの導入拡大
- (6) 農林水産分野の有する環境保全機能を支える仕組みの構築
- (7) 医療、介護、福祉等を含む健康と食、農の連携
- (8) 全ての世代、様々な立場の人々が参加する「生涯食育社会」の構築
- (9) 「食」に関する将来ビジョンの実現に向けた国民運動の展開
- (10) 総合的な食料安全保障の確立

「生涯食育社会」の加速化に向け、「食品ロス削減の取組」を食ビジョンに追加。

（3）食品ロス削減について、従来から家庭を中心に取り組まれてきているが、食品リサイクル法に基づく「食品廃棄物等の発生抑制の目標値」の設定を契機に、新たな糸やネットワークの構築の観点から、食品ロス削減について国民に啓発普及するとともに、企業やNPO等も巻き込みフードバンク活動等を推進する。
【内閣府、消費者庁、農林水産省、環境省】

消費者を巻き込んだ食品ロス削減の取組

「食」に関する将来ビジョン

～生涯食育社会の加速化に向け、「食品ロス削減の取組」を食ビジョンに追加～

(各府省政務官を構成員とする検討本部で確認)

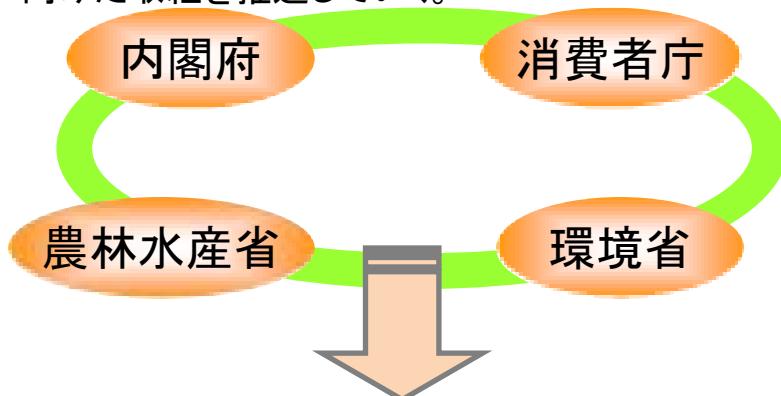
消費者政策担当課長会議

消費者施策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、消費庁、内閣府、農林水産省、環境省、厚生労働省、食品安全委員会、警察庁等で構成。

食品ロス削減関係省庁等連絡会議

消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から消費者政策担当課長会議の下に設置(平成24年7月)。

関係省庁の連携によって、食品ロス削減のための消費者の意識改革に向けた取組を推進していく。



消費者への
普及啓発

食育との連携

地方自治体等への
周知

国民運動への 展開

パンフレット配布や
シンポジウム開催等
による広報

イベントへの参加

マスコミへの情報発信

食品関連事業者の発生抑制の取組

- 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項であり、コスト削減に貢献するとともに、MOTTAINAI（モッタイナイ）」という時代の要請にかなう取組。
- 発生抑制を推進するため、努力目標として「発生抑制の目標値」を設定することとし、まずは、過剰生産・在庫及び返品等により発生する可食部分の廃棄処分が多い16業種から先行して試行的に2年間、暫定目標値という扱いで実施。
- 各企業の努力だけでは、目標値の達成は困難であるため、消費者の「ムダ」に対する理解や、フードチェーン全体での発生抑制の取組が必要。

■ 平成24年4月から16業種に目標値を設定！

主な業種の発生抑制の目標値 の例【H24.4～H26.3】

業種	業種区分	暫定目標値(努力目標)	
食品製造業	肉加工品製造業	売上高百万円あたり	113 kg
	牛乳・乳製品製造業	売上高百万円あたり	108 kg
	ソース製造業	製造量 1 tあたり	59.8 kg
	パン製造業	売上高百万円あたり	194 kg
	豆腐・油揚製造業	売上高百万円あたり	2,560 kg
	冷凍調理食品製造業	売上高百万円あたり	363 kg
	そう菜製造業	売上高百万円あたり	403 kg
食品卸売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高百万円あたり	4.78 kg
食品小売業	各種食料品小売業	売上高百万円あたり	65.6 kg
	コンビニエンスストア	売上高百万円あたり	44.1 kg

〔上記以外に、「しょうゆ製造業」、「味噌製造業」、「麵類製造業」、「すし・弁当・調理パン製造業」、「食料・飲料製造業（飲料を中心とするものに限る）」、「菓子・パン小売業」がある。〕

※ 既に目標値を達成している事業者は、引き続き、単位当たりの発生量の維持または低減に努めることが必要。

また、今回目標値設定ができなかった業種（飲食店等）については、今後のデータの検証を踏まえ2年後の平成26年度を目指して目標値を設定する予定

■ 企業等の発生抑制の取組は「計量」が重要！

目標値の設定を受けて、企業等では、まず、計量等により、適切に食品廃棄物等の発生量を把握することが重要。
この他に、発生抑制に寄与する技術・商品開発や、フードバンクの活用などの取組が効果的。

■ 発生抑制はフードチェーン全体での取組が必要！

商取引慣行が原因で発生する返品等は、フードチェーン全体での取組が必要あり、目標値の設定を契機に、関係者が発生抑制について話し合うことにより、商取引慣行の改善を図ることが必要。

▼ フードチェーン全体での取組事例

● 流通と連携した受発注の工夫

〔取組事例：日配品製造業：C社〕

◆ 小売店と相談し受注を前日から2日前に変更。原料投入の段階から製造量の調節が可能となり、廃棄が減少。



● 一次産業と連携した食材の仕入れ

〔取組事例：各種食料品小売業：D社〕

◆ 農業生産法人からカット食材を仕入れ、商品製造時のロスを削減、カット時の残渣は農業生産法人の畑で肥料として使用。



■ 発生抑制の取組のためには消費者の「ムダ」に対する理解が必要！

過剰在庫や返品等の商取引慣行が形成された背景としては、消費者の過度な鮮度志向も一因。まずは、消費者が、「消費期限」等の表示内容の正しい理解やドギーバッグの活用など、「ムダ」を意識した行動を起こすことが必要。

● 消費期限・賞味期限を正しく理解

買い物で買はず

いきない



● 買い物で買はず

いきない



● 調理で作りすぎない

食べ残しのない

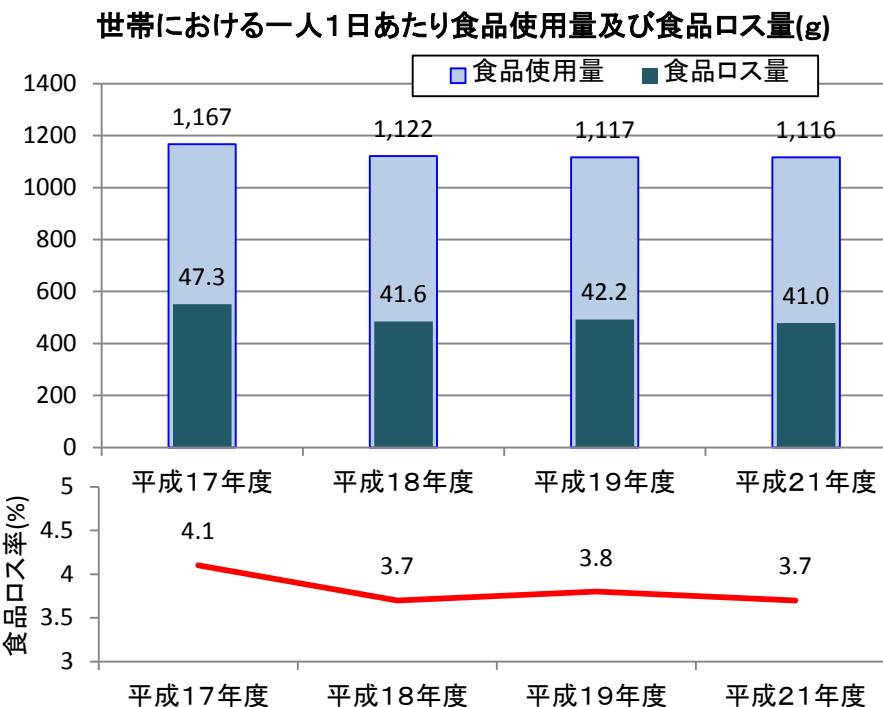
注文の工夫



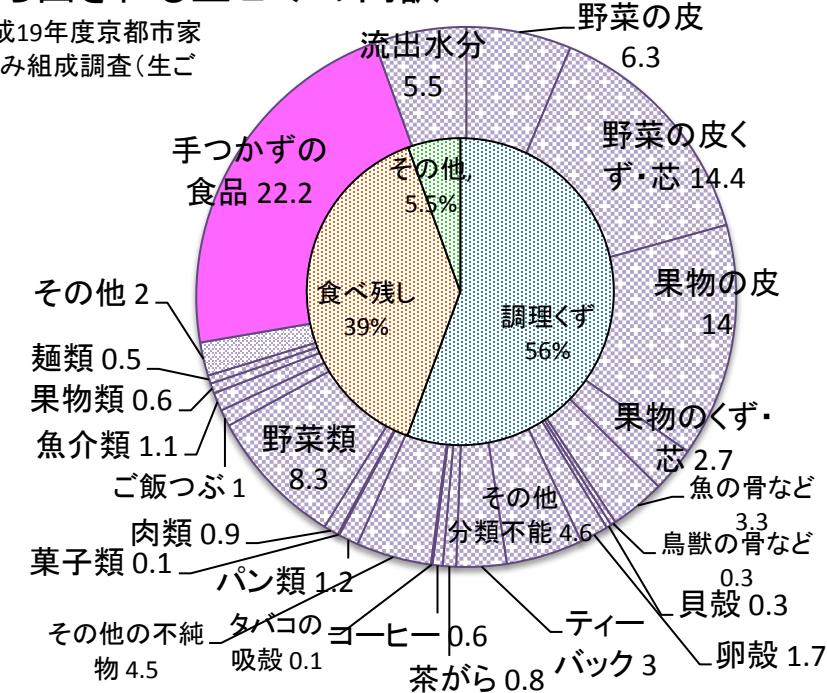
家庭における食品ロス削減の状況

- 人口減少や高齢者増加により世帯における一人あたり食品の使用量の減少とともに、食品ロス率は消費者意識の高まりもあって減少傾向にある。
- 家庭から出された生ごみのうち、食べ残しが38%を占めており、その半分以上が手つかずの食品である。また、手つかずのまま廃棄された食品のうち、賞味期限前のものが約4分の1を占めている。
- 食品ロス率の高い単身世帯に対する取組や賞味期限に対する正しい理解など食品ロス削減に向けた取組が引き続き重要である。

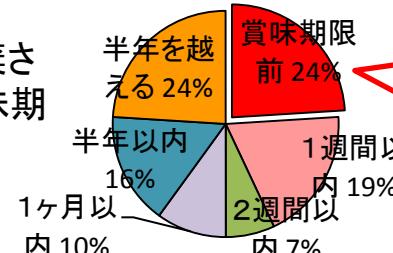
◆世帯における食品ロス(農林水産省「食品ロス統計調査」)



◆家庭から出される生ごみの内訳



手つかずで廃棄された食品の賞味期限の内訳を見る
と…



賞味期限前の食品ごみ
が約1/4も!

食品ロス削減に向けた消費者庁消費者政策課の取組み

消費者庁消費者政策課

(1) これまでの取組み

消費者団体等と当庁の意見交換会において、「食品ロスの削減」を議題に挙げ、意見交換を実施（予算措置なし）

(2) 24年度に取り組む内容

当庁ホームページに「食品ロスの削減」に関するページを新たに設け、消費者への周知を図る（予算措置なし）

※掲載内容（予定）

- ①食品ロス削減関係省庁等連絡会議の資料等
- ②関係省庁や企業、団体等の取組みに係るページへのリンク等

(3) 25年度に取り組む内容

以下の内容について、25年度予算概算要求

- ・学識経験者及び消費者団体等の有識者による検討会（3回程度）を開催し、消費者が食品ロスを削減するために必要な知識、消費者に対する効果的な普及啓発の内容及び手法を検討
- ・消費者への普及啓発（シンポジウム（全国8カ所程度）の開催、リーフレット（5万枚程度）の作成・配布など）を実施

有識者による検討会の検討結果を踏まえ、当庁ホームページの充実等（予算措置なし）

食品ロス削減に向けた消費者庁消費生活情報課の取組み

消費者庁消費生活情報課

☆いすれも特段の予算措置はない。

(1) これまでの取組み

農水省の依頼を受け、消費者庁消費者教育ポータルサイト※に食品廃棄に関する啓発パンフレットの情報を掲載。

※<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

教材	取組	出前講座	ゲーム等	映像教材	イラスト集
----	----	------	------	------	-------

再検索 クリア

DVDを検索する 制作者名

キーワード 領域 安全 契約・取引 情報 環境 分野 製品安全 食品安全 その他の安全 契約一般 悪質商法 金融教育 法教育 情報教育 環境教育

教材情報

教材名	食品リサイクル法における発生抑制
URL	この教材のURL
概要	食品廃棄物等の発生抑制について、食品関連事業者だけでなく、消費者も一体となって取組むべき事項の普及啓発を図る。
キーワード	リサイクル、食品廃棄物、発生抑制、ドギーバッグ
制作年度	2011
領域	環境
ライフステージ	成人期
分野	環境教育、食育
対象者	一般
有償／無償	無料
媒体	リーフレット A3版、両面1枚
利用許諾	消費者教育、啓発関連であれば転載可能。
著作権	農林水産省、環境省
作成者名	農林水産省
お問い合わせ先情報	農林水産省 食料産業局バイオマス循環資源課 100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

「領域」から教材を探す
「領域」は、消費生活の特徴的な場面を4つに分類したもので
す。

» 安全
» 契約・取引
» 情報
» 環境

「ライフステージ」から教材を探す
「ライフステージ」は、年齢ごとに変化する生活段階です。

» 幼児期
» 児童期
» 少年期
» 成人期
» 成人期(高齢期)

子供たちが守る PROJECT

(2) 24年度に取り組む内容

現在、消費者教育推進のための体系的プログラム研究会※において、ライフステージ別、対象領域別に消費者教育の目標を示す作業を進めている。これは、今後の消費者教育の指標となるものである。「持続可能な消費」領域を検討するに当たり、食品ロスについて明示するよう議論を進める。

※<http://www.caa.go.jp/information/index14.html>

(3) 25年度に取り組む内容

消費者教育ポータルサイトの改修を実施するに当たり、食品ロスに関する情報も広く収集し掲載する。

- 食品の期限表示(賞味期限・消費期限)については、平成7年に、国際規格との整合性をとて製造年月日表示から期限表示に変更し、平成15年には、食品衛生法とJAS法の統一(品質保持期限を賞味期限に統一)を図ったところ。
- 消費者庁では、意見募集や意見交換会(平成22年9月15日)の結果を踏まえ、平成23年4月8日「食品の期限表示制度の改善方策のための措置」を公表し、「加工食品の表示に関する共通Q&A(第2集)」を改正し運用の改善を図ることとした。

賞味期限

消費期限

意味

おいしく食べることができる期限(best-before)。この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではない。

表示

3ヶ月を超えるものは年月で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示。

対象の食品

スナック菓子・カップめん・缶詰等

弁当・サンドイッチ・生めん等

開封する前の期限を表しており、一度開封したら期限にかかわらず早めに食べましょう。

賞味期限と消費期限のイメージ

劣化が比較的遅いもの

早く悪くなるもの

まだ食べられる

品質

安全に食べられる限界

↑
製造日

↑
消費期限

↑
賞味期限

↑
保存日数

«「加工食品の表示に関する共通Q&A(第2集)」改正のポイント»

- (1)「消費期限」と「賞味期限」の違いの明確化
- (2)保存方法等に関する情報提供の促進
- (3)期限表示ラベルの貼り替えに対する考え方の明確化
- (4)事業者による期限設定の考え方の明確化
- (5)いわゆる1/3ルールが任意のものであることの明確化

«期限表示変更の経緯»

年	食品衛生法 関係	JAS法 関係
昭和23年(1948年)	食品衛生法施行 ・乳用牛乳等に製造年月日表示を義務付け	
昭和45年(1970年)		JAS法に基づく品質表示基準制度開始 ・政令で指定された物資に製造年月日表示を義務付け
昭和60年(1985年)	Codex規格で期限表示を導入（賞味期限が原則）	
平成6年(1994年)	食品衛生調査会答申 「消費期限」又は「品質保持期限」を表示	JAS調査会答申 「消費期限」又は「賞味期限(品質保持期限)」を表示
平成7年(1995年)	省令施行	告示施行
平成13年(2001年)		加工食品品質表示基準に基づき全ての加工食品に期限表示を義務付け
平成15年(2003年)		品質保持期限を賞味期限に統一
平成17年(2005年)		本格施行

食品ロス削減のためのフードチェーン全体の取組について

過剰在庫や返品等によって発生する食品ロス等は、個別企業等の取組では解決が難しくフードチェーン全体で解決していく必要がある。このため食品業界において、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置するとともに、その取組を支援する。

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム（18名）

【目的】食品ロス削減のための商慣習について検討

【構成】食品製造業、食品卸売業及び食品小売業の企業、学識経験者

【事務局】流通経済研究所（農林水産省補助事業）

【参加企業】

■食品製造業（9社）

・味の素株	(風味調味料協議会)
・江崎グリコ株	(全日本菓子協会)
・キッコーマン食品株	(日本醤油協会)
・コカ・コーラカスタマーマーケティング株	(全国清涼飲料工業会)
・サントリー食品インターナショナル株	(全国清涼飲料工業会)
・日清食品株	(日本即席食品工業協会)
・ハウス食品株	(全日本カレー工業協同組合)
・(株)マルハニチロ食品	(日本缶詰協会)
・雪印メグミルク株	(日本乳業協会)

■食品卸売業（3社）

・国分株	(日本加工食品卸協会)
・三菱食品株	(日本加工食品卸協会)
・(株)山星屋	(全国菓子卸商業組合連合会)

■食品小売業（4社）

・イオンリテール株	(日本チェーンストア協会)
・(株)イトーヨーク堂	(日本チェーンストア協会)
・(株)東急ストア	(日本スーパー・マーケット協会)
・(株)ファミリーマート	(日本フランチャイズ・チェーン協会)

当面の検討スケジュール

（平成24年）

10月～ ワーキングチームの検討開始
業界ヒアリング
アンケート調査

（平成25年）

3月末 業界団体環境委員会等への報告

＜今年度の取組内容＞

食品ロス削減のための商慣習を検討するため、アンケート調査を実施して業界の実態把握を行い、認識の共有を図る。

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームの設置について

1. 趣旨

世界の生産量の3分の1にあたる13億トンの食料が毎年廃棄される一方で、世界の穀物需給がひっ迫し、食料価格も上昇基調にある中、食品ロスの削減は我が国だけでなく世界的にも大きな課題となっている。

今般、わが国では、平成24年4月から食品リサイクル法における「発生抑制の目標値」が設定され、食品事業者における食品ロスの削減に向けた取り組みを強化してくれこととされたが、これを推進していくためには、各企業の努力はもとより、フードチェーン全体で食品ロスの原因となっている商慣習を見直していくことが必要である。

このため、食品業界において「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置することとし、食品産業における食品ロス発生の原因となりうる過剰在庫や納入期限等の商慣習についてフードチェーン全体で話し合いを行い、その解決を目指していくこととする。

2. 役割

フードチェーンに関連する食品製造業・卸売業・小売業の各業界団体から推薦された企業が参加して商慣習の実態について情報交換するとともに、取組むべき課題を把握し、ワーキングチームで検討・協議した取組を業界全体へ普及させ、食品業界の体制整備のあり方を検討する。

3. 具体的な検討事項

賞味期限が比較的長い加工食品を対象として食品ロスの発生要因となる商慣習の検討を行うが、必要に応じ、食品の範囲を日配品などに広げていくとともに、参加業種の追加を検討していく。なお、既に設置されている製・配・販連携協議会返品削減ワーキンググループでの検証結果は最大限活用することとし、それを踏まえた上で、食品に特化した検討を行い、成果を相互活用していく。

- (1) 食品ロスに係る実態把握（アンケート調査、ヒアリング調査）
- (2) 商慣習の論点整理
- (3) 商慣習変更による効果の検証
- (4) 食品業界の体制整備のあり方

4. 運営

財団法人流通経済研究所を事務局として、運営する。運営にあたっては、農林水産省をはじめ、政府機関等との連携を図る。ワーキングチームでの議論は原則非公開とするが、配布資料及び議事概要についてはワーキングチームの了承のもと可能な限り公表する。

なお、ワーキングチームは代理出席、及び関係業界団体の傍聴を可とする。

5. 平成24年度の予定

平成24年度はWTを4回程度開催する。WTの検討結果は、別途開催されるシンポジウムに参加して広報する予定である。また、平成24年度の議論を踏まえ、次年度以降の進め方を決定していく。

(平成24年度)

- | | | |
|-----------------|------------------------|---|
| 10月3日 | 第1回WT | 各業界における商慣習の情報交換、課題把握 |
| 10月下旬 | 第2回WT | 日配品業界ヒアリング、実態調査案の提示と進め方の検討 |
| 11～12月 【実態調査実施】 | | |
| 1月 | 第3回WT | 調査結果についての議論 |
| <3月初旬 | 【シンポジウム参加】 WTの検討結果を広報> | |
| 3月 | 第4回WT | シンポジウムを踏まえてのとりまとめ
※必要に応じて、追加開催もありうる。 |

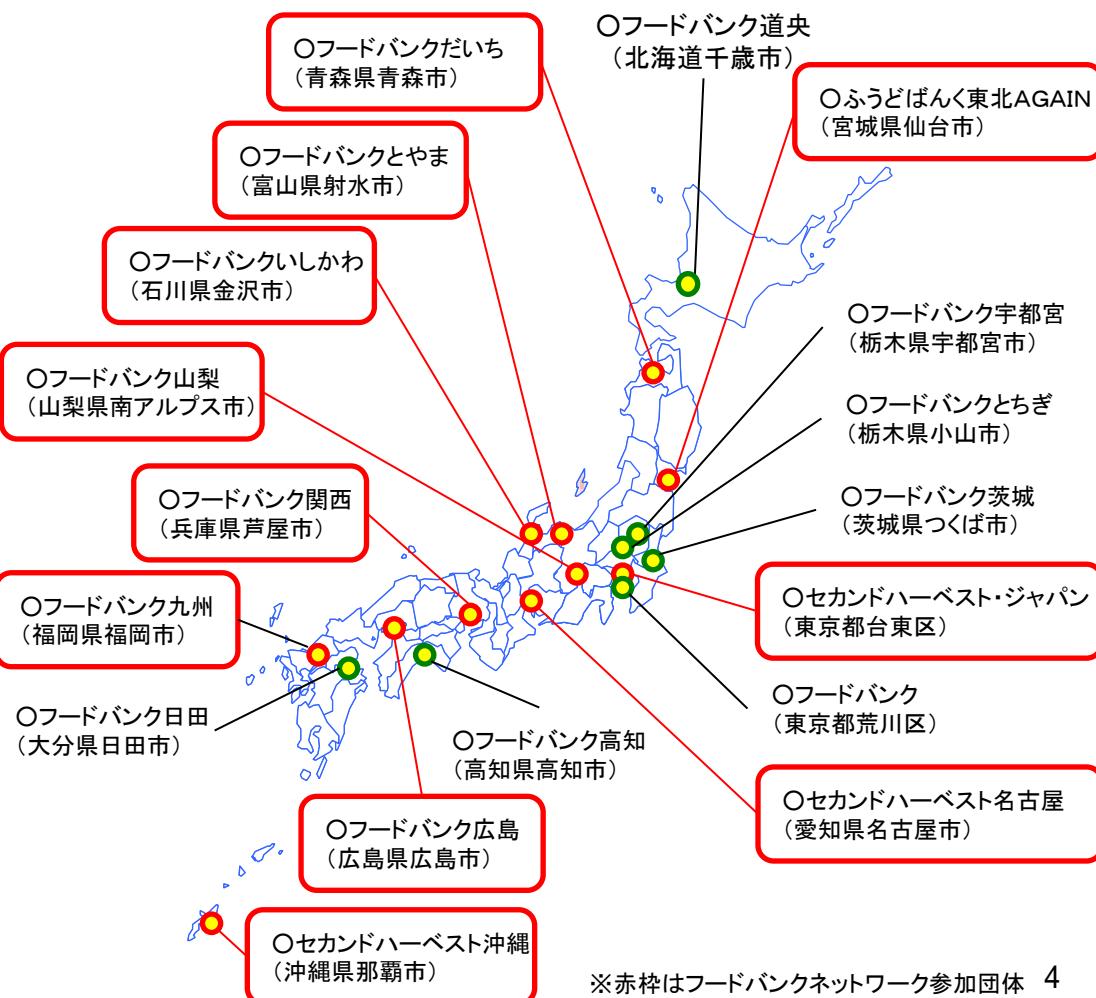
以上

- 賞味期限が間近となった食品や、食品衛生上問題がない規格外品をフードバンク活動へ寄贈するなど、できるかぎり食品として有効に活用。
- 3月の東日本大震災では、フードバンクのネットワークを活用し、3月中にトラック25台分の支援物資を被災地へ届ける等の活動を実施。

～フードバンク活動とは～

- ・ 包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題がないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。
- ・ 米国では年間200万トンの食品が有効活用。
- ・ 日本ではNPO法人セカンドハーベスト・ジャパンが最大の規模（2010年の食品取扱量は813トン）
- ・ 同法人を含む全国の11団体がネットワークを構築し、活動を推進。

○ 米、パン、めん類、生鮮食品、菓子、飲料、調味料、インスタント食品等様々な食品が取り扱われています。



食品ロス削減に関する取組（食料自給率向上、食育）

- フード・アクション・ニッポンとは、生産者から消費者まで、関係者が一体となって推進する食料自給率向上に向けた取組をいう。国産農産物を食べ、食べ残しや食品の無駄な廃棄を減らすことで生産と消費の両面から食料を見直していくことが必要。
- 国民一人一人が自ら食について考え、判断し、健全な食生活を送るために必要な情報を分かりやすく提供。

食料自給率の向上のために

フード・アクション・ニッポン



みんなで食料自給率アップ！

- (1) 生産者から消費者まで、関係者が一体となって推進する食料自給率向上に向けた取組。
- (2) 現在、生産者、食品関連事業者、流通業者、学校、行政等幅広い分野の関係者が「推進パートナー」として参加いただき、国産農産物の消費拡大に向けて官民の連携による取組を実施。
- (3) 平成24年8月31日現在、推進パートナー6,633社、個人会員84,678人が参加。

<食料自給率向上のための5つのアクション>

1 「いまが旬」の食べ物を選びましょう

2 地元でとれる食材を日々の食事に活かしましょう

3 ごはんを中心に、野菜をたっぷり使ったバランスのよい食事を心がけましょう

4 食べ残しを減らしましょう

5 自給率向上を図るさまざまな取組みを知り、試し、応援しましょう

食育の推進

- 農林水産省ホームページ「みんなの食育」で情報提供

手早く経済的なエコ&美味しいレシピ

食材を無駄なく使って料理していますか。調理法を工夫したり、発想を変えたりして、エコの精神を發揮しましょう。手早く作るのもエコだし、残さず食べるのもエコといえます。風味をアップさせたり、変化を加えた楽しいエコレシピを紹介します。

http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/minna_navi/recipe/eco.html

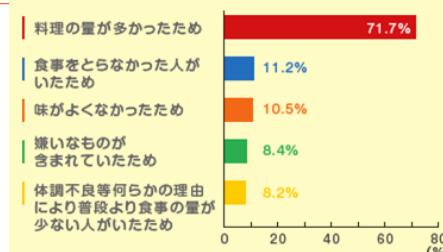
- 農林水産省ホームページ「子どもの食育」で情報提供

食べ物を残すのは、もったいないね

日本では、一年間で500～900万トンの食べ物が捨てられています。食べられるものがゴミになってしまふのは、もったいないですね。好き嫌いをなくして残さず食べるようになりますが大切です。



食卓に出した料理を食べ残した理由



資料:農林水産省「平成21年度食品ロス統計調査(世帯調査)結果の概要」

おうちの生ゴミの量は、一日どれくらい?

おうちの人と一緒に調べて、どうしたら減らせるか考えてみましょう。

http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/index.html

食品産業環境対策推進事業

【 172(0) 百万円】

対策のポイント

食品廃棄物対策を新たなステージへ進展させるため、バイオガス等の新たな食品リサイクルシステムの構築や食品廃棄物等の発生抑制を図るとともに、民間提案を活かした改善の取組等による地球温暖化・省エネルギー対策の促進を支援します。

<背景 / 課題>

震災・原発事故に伴う電力需給のひっ迫や燃料価格が高騰する中、食品関連事業者が排出する食品廃棄物等のエネルギーへの有効利用や省エネルギー等の促進は喫緊の課題となっています。

また、食品廃棄物等のエネルギー利用とともに食品廃棄物の発生抑制やCO₂排出削減に率先して取り組むことは、原料が農産物であり他産業に比べ環境の影響を受けやすい食品産業において重要なことから、食品産業のさらなるグリーン化を通じて循環型社会の形成を推進します。

政策目標

地球温暖化防止に資するため、「バイオマス活用推進基本計画」に定めるバイオマスの利用率目標について、食品廃棄物の目標約40%（2020年度目標）の達成に寄与

<主な内容>

1. 食品廃棄物対策新ステージ展開事業 140(0) 百万円

(1) 食品廃棄物対策環境整備（全国推進）（補助事業） 26(0) 百万円

肥飼料やバイオガス等のリサイクルに適した分別手法の調査・普及、マッチングによる新たな食品リサイクルを推進するとともに、消費者の意識の喚起や企業の枠を超えた話し合いによる商取引慣行等の改善による食品廃棄物等の発生抑制の調査・普及等を支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

(2) 食品廃棄物対策実践事業（地域推進）（補助事業） 54(0) 百万円

① 新たな食品リサイクル推進事業 30(0) 百万円

農畜産物のブランド化等に資する高度な肥飼料化やバイオガスのエネルギー利用等の地域における新たな食品リサイクルのシステムづくりを支援します。

〔補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等〕

[平成25年度予算概算要求の概要]

食品廃棄物等削減推進事業

24(0)百万円

関係者の責任を明確にしたルールに則ったフードバンク活動等、食品ロスの削減や過剰包装の削減活動の構築に必要な具体的検討等を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

(3) 食品産業リサイクル状況等調査事業（委託事業）

60(0)百万円

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等に基づく点検指導等の効率化を図るためのデータベースの整備及びリサイクルの進捗状況に関する調査等を実施します。

〔 事業実施主体：民間団体 〕

2. 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業（補助事業）

32(0)百万円

新たな地球温暖化の国内対策、電力の需給ひつ迫に伴う省エネ法の見直しを踏まえ、食品関連事業者による取組を戦略的に普及促進するとともに、震災を契機に見直されている国民の「もったいない」意識をフードチェーンにおける民間提案を活かした改善につなげ、地球温暖化・省エネルギー対策を促進する取組を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課 〕

1の事業 食品リサイクル班 (03-6744-2066 (直))

2の事業 環境対策班 (03-6744-2067 (直))

食品廃棄物対策新ステージ展開事業の概要



食料自給率向上活動支援対策

【平成25年度概算要求額 704(783)百万円】

対策のポイント

食料自給率目標達成のため、国民への普及・啓発、食料自給率向上に取り組む企業等（推進パートナー）のネットワーク拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・平成22年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」では、平成32年度の食料自給率目標をカロリーベースで50%・生産額ベースで70%とされています。
- ・食料自給率目標を実現するためには生産面の努力に加え、消費面でも大幅な変革が必要です。このため、食品加工・流通企業が国産農産物等の使用により多くのビジネスチャンスを見出していく環境を作るとともに、消費者の意識変革を図ることが必要です。

政策目標

平成25年度末までに、

- 推進パートナー数を8,000社に拡大
- 推進パートナーによるフェア等の売上向上額を948億円（推計値）に拡大

<主な内容>

1. 食料自給率向上に向けた消費拡大活動の推進 622(718)百万円

國民に食料自給率の現状を理解してもらい、食生活の中で米や戦略作物を中心とした国産農産物等を積極的に選択する等の具体的な行動につながるよう普及・啓発するとともに、食料自給率向上に取り組む企業等のネットワーク拡大を図り、官民の連携による取組を推進することで、生産者と消費者の絆の強化を図ります。

食料自給率向上活動支援事業 622(718)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 食料自給率向上に向けた消費拡大活動の支援 82(65)百万円

- (1) 食料自給率向上に寄与する取組を実施している企業・団体等の表彰に必要な経費を支援します。
- (2) 食品関連事業者等が行う国産食料品等にポイントを付与する取組の実施・普及に必要な経費を支援します。

国産食料品等顕彰運営事業 22(0)百万円
国産食料品等ポイント活動支援事業 60(65)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課 (03-6744-2352(直))]

平成25年度 食料自給率向上活動支援対策費(704百万円)

食料自給率向上のため国産農産物の消費拡大活動を支援します(事業実施主体:民間団体等)

フード・アクション・ニッポン

- (1)生産者から消費者まで、関係者が一体となって推進する食料自給率向上に向けた取組。
- (2)現在、生産者、食品製造事業者、流通業者、学校、行政等幅広い分野の関係者が「推進パートナー」として参加いただき、国産農産物の消費拡大に向けて官民の連携による取組を実施。
- (3)平成24年7月31日現在、推進パートナー6,805社、個人会員84,622人が参加。



【米粉俱楽部】



- (1)食料自給率向上の鍵となる米粉の普及や消費拡大を図るため、生産者、メーカー、流通、外食などの企業による商品開発や販売促進など、関係者が一体となって官民の連携による取組を推進。
- (2)平成24年7月31日現在、米粉俱楽部員は1,197社。

【ごはん食推進活動】



- (1)朝食欠食の改善による米の消費拡大を推進するため、食品関連事業者、団体等と連携し、官民の連携によるキャンペーンを実施。
- (2)ごはん食の健康面の効果について消費者への普及・啓発を実施。
- (3)地場産米、地場産食材を活用した米飯給食の推進。

【戦略作物の広報活動】

米や戦略作物(米粉、国産小麦・大豆等)の広報活動を実施。

連携

【国産食料品等の顕彰】

食料自給率向上に寄与する企業・団体等の取組を一般から広く募集し、優れた取組を表彰することにより、食料自給率向上に向けた活動を広く社会に浸透させ、国産農産物の消費拡大を図る。



【国産食料品等ポイント活動】

国産食料品等の購入等に対してポイントを付与するとともに、ポイント活動参加者に対して直接情報を発信することにより、国産食料品等の消費を喚起し、食料自給率の向上を図る。

生産・流通事業者等連携食の健全化事業（新規） 【62（0）百万円】

対策のポイント

地域住民の食生活上の課題を抽出し、地域の食文化に着目した改善方策を提示することにより、食生活改善への動機付けを行うとともに、生産・流通事業者等と連携して健全な食生活に向けた実践的取組を支援。

<背景／課題>

- ・現在の食生活は、野菜の摂取不足や脂質の摂取過剰等の問題が継続しており、食生活の改善が急務となっています。また、食の簡便化等が進む中で地域の食文化も希薄化しつつあります。
- ・食生活指針・食事バランスガイドの認知度は向上しているものの、バランスの良い食生活の実践につながっていないことから、健全な食生活に向けた具体的行動につながる実践的取組を地域住民を中心に推進する必要があります。

政策目標

事業実施地域住民の食生活の健全化

<内容>

1. 事業内容

地域の食材供給を担う関係者（生産者、流通事業者、消費者団体、商工会、行政等）からなる協議会を設置し、当該地域住民の食生活上の課題解決に資する実践的な取組を実施。

（1）地域の食文化に着目した食生活改善方策の提示

- ・ 地域の食生活や食に関する意識を調査・解析し、当該解析結果をもとに、専門家を交えた検討会において地域特有の食生活上の課題を抽出し、地域の食文化に着目した改善方策を検討。
- ・ その解析結果及び改善方策を地域住民に提示することにより、地域住民が食生活改善に取り組む強力な動機付けを行う。

（2）生産・流通事業者と連携した食生活健全化に向けた取組

- ・ 地域住民の食生活解析結果をもとに抽出された課題の解決に資する実践的な取組を食材購入の場において実施（生産者等と連携し、地域の食文化を活かした食生活改善レシピ・献立の提示、規格外農産物等を活用した旬の食材の安価な提供、栄養成分・期限表示の活用促進等）。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成25年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]

生産・流通事業者等連携食の健全化事業

～「うちごはん」からひろげよう 地域の食文化と元気の輪～

＜現状と課題＞

- 現在、①野菜摂取量は摂取目標より低く横ばい、②脂質の摂取量は目標量超過が継続、と食生活改善が急務
- 食生活指針・食事バランスガイドの認知度は向上しているものの、バランスの良い食生活の実践につながっていない

↑
はながらない
はながる
かかるけど、健康に問題はない
自分の食生活をどう改善したらよいかわらない…



↑
嫌いな野菜は食べてくれないし、下ごしらえも大変…。簡単でおいしい献立を知りたい…

地域住民の食に係る行動変容に結びつく実践的取組を推進

- ・地域住民の食生活の実態と意識を調査
- ・地域の食文化に着目した改善方策を提示、動機付け



- ・規格外農産物等を活用し、旬の食材を提供
- ・食材購入の場における食生活改善レシピ・献立の提示等

- ・地域住民の食生活の実態と意識を調査
- ・地域の食文化に着目した改善方策を提示、動機付け



↑
地域住民の食に対する意識変化、食生活の改善効果を把握

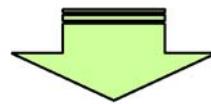
地域住民の日常的な食材購入の場における実践的取組を推進 食生活健全化に向けた行動に結びつく実践的取組を推進

食品ロス削減に向けた内閣府の取組

第2次食育推進基本計画(抄)

食に関する感謝の念と理解

世界の食料事情は、現在、9億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいることを始めとして、楽観視できない状況にある。このような厳しい状況を理解して、「もったいない」という精神で、食事ができることに感謝の念を持つことは、食育の極めて大切な要素である。(以下略)



食育白書において、食品リサイクルと食品ロスの削減に関する取組(農林水産省・環境省)を記載



食品ロスや食品表示についても記載した「食育ガイド」を都道府県、関係団体等へ配布するとともに内閣府HPに掲載



・食育推進全国大会(平成25年度:広島県で開催予定)における消費者への普及啓発

・都道府県食育担当課を通じた普及啓発

